

経済建設常任委員長報告

委員長 五嶋 義行

経済建設常任委員会に付託された案件の主な審議内容です。

議案第7号 「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」

農政課所管分

委員 農業振興費の産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、国庫補助金を財源とし、阿蘇市の上乗せはなく、歳入額をそのまま事業主に歳出することのだが、市はこの事業の審査等に対してどのような関わり方をしているのか。

農政課長 事業実施主体の事業要望時点から、ヒアリング等を適宜行っています。また、市の負担がない補助事業は、市と事業実施主体の連携が十分にとれないところもあることから、事業実施主体から誓約書を提出していただいています。今後は、補助事業が円滑に運ぶよう注意を払っていきます。

議案第8号 「令和3年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について」

委員

観光振興費の草千里交通事故対策支援金については、関係者の方に100万円の減額をいただいている。補助金の減額や見直しを事業主体に要請することは、非常に難しい課題となっている中、関係者と観光課の努力に感謝したい。今後の方針として、古い補助金については、その役目を再確認すると共に、必要に応じて減額し、新たな事業の財源に充てるなどの考え方が必要である。

議案第14号 「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」

建設課所管分

委員

河川事業費の管理河川掘削等維持工事については、水害により

河床高が高くなった箇所はすべて完了しているのか。

建設課長

ほぼ完了しています。次の段階として、大きな河川の掘削を年次計画に基づいて進めており、加えて地域からの要望箇所などをその都度確認し、緊急度に応じて対応しています。

住環境課所管分

委員

住宅建設費の老朽住宅解体撤去工事については、竹林、笠園、坊中南住宅で20戸分が計画されているが、跡地利用の計画は。

住環境課長

解体後に新たな住宅を建設しない土地は、普通財産に移行し、管理は財政課に移ります。竹林、笠園住宅については、解体後に住宅を建設する予定はありませんが、坊中南住宅は令和5年度以降に1棟、約10戸分を建設する予定です。令和2年度に2棟分の設計が完了していますが、これまでに災害公営住宅等を建設していることや、入居希望は今のところ6世帯であること、また、コロナ禍の財政状況を鑑み、まずは1棟を建設することとしています。

農業委員会所管分

委員

農地流動化等推進事業費についてだが、農地を売りたいの申し出や小作契約を希望する申し出に対し、受け皿となる認定農業者等がその農地の条件を比較し、契約地を選ぶ状況になっている。農地流動化の推進に強力に取り組まなければ、遊休地や荒廃地が増えることとなる。農業委員会を通さず、安い金額で小作契約を締結しているケースもある中、需給のバランスを図るための今後の取組をどのように考えているか。

農業委員会事務局長

農地の買い手より売り手のほうが多い現状を踏まえ、その原因となっている、買手や借り手に対する少ない優遇措置を補う助成等について、県の農業会議に協議したいと考えています。



農地流動化等推進事業

農政課所管分

委員 農業振興費の環境保全型農業直接支払事業費補助金については、国と県は有機農業を推進する中、地域においては有機肥料の臭気が環境に影響を及ぼすという難しい課題を含んでいる。農業者と地域住民の方々の相互理解を深める努力を求めたいが。

農政課長 国は有機農業を2050年度までに全国で100万ヘクタールまで拡大する目標を立てていますが、事業を執行するにあたっては、住民の理解が必要不可欠です。事業実施主体にも十分理解していただいた上で、事業を展開していきたいと思っています。

委員 春先になれば有機肥料の散布が始まるが、臭いを抑えるため散布後はすぐに鋤き込むよう、作業に関する指導にも取り組むべきでは。

農政課長 圃場への堆肥散布については、散布後の早めの耕うん等の処理について、農家の方々に対し周知徹底を引き続き行っていきます。

委員 林業振興費の中の、有害鳥獣関連の予算が4項目あるが、それぞれの特徴の説明を。

農政課長 報償費の有害鳥獣捕獲

報奨金は市の単独分であり、国の嵩上げ分は有害鳥獣捕獲事業補助金として計上しています。令和3年度は報償費にまとめて計上していましたが、県の指導により令和4年度は区別して計上することになりました。有害鳥獣被害対策事業補助金は、電柵助成と免許取得費用全額に対する助成です。有害鳥獣捕獲活動事業補助金は、捕獲隊に対する活動助成であり、年3回実施している一斉捕獲時の日当や、猟犬の治療費に一部使用されています。



堆肥散布

係の予算については全国展開の事業であると思われるが、これに取り組むことになった経緯は。

観光課長 恋人の聖地事業は、恋人の聖地観光協会という組織があり、関係市町村会もあります。若い世代への情報発信による誘客と、それに伴う若い人々への仕事の創出もできることから、この事業に取り組むことになりました。

委員 モニュメント等整備事業で設置するモニュメントは、どのようなものか。

観光課長 10月に完成した阿蘇山噴煙展望公園と併せて観光の拠点となるよう、恋人の聖地の全国共通看板を付けた赤牛の形をしたモニュメントを設置する予定です。

議案第24号「令和4年度阿蘇市水道事業会計予算について」

委員 老朽管の布設替工事が行われているが、配管の耐用年数はどのくらいか。また、地震への対応はできているのか。

水道課長 現在行っている布設替工事の配管の耐用年数は40年であり、耐震性を有した継手を使用して布設

替えを進めているところです。

委員 阿蘇市内では、石綿管の布設替えは終わっているのか。

水道課長 国道下と線路下の一部の区間に400メートルほど残っています。布設替えするには推進工事等が必要になりますので、そこを経由しない路線を確保するなどの取組で、石綿管の利用をゼロにしたいと考えています。

議案第27号「市道路線の廃止について」

委員 番出住宅線の2路線を廃止すれば跡地には構造物などが残る。学校に近い場所でもあるため、子どもたちに危険が及ぶことがないようにすべきである。路線廃止後は宅地になると思うが、跡地の整備をどのように計画していくのか。

建設課長 廃止後は住宅地内の管理となるため、住環境課の計画に合わせて整備されるものと思われます。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。